

承認：令和5年6月29日

掲載：令和6年6月17日

調査計画全文

1 調査の名称

経済構造実態調査

2 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲

【産業横断調査】 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業。ただし、次に掲げる企業を除く。

- ① 「大分類A-農業、林業」に属する個人経営の企業
- ② 「大分類B-漁業」に属する個人経営の企業
- ③ 「大分類N-生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79-その他の生活関連サービス業」（「小分類792-家事サービス業」に限る。）に属する企業
- ④ 「大分類R-サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93-政治・経済・文化団体」、「中分類94-宗教」及び「中分類96-外国公務」に属する企業
- ⑤ 「大分類S-公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

【製造業事業所調査】 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【産業横断調査】

約27万企業

【製造業事業所調査】

約12万2千事業所

(2) 報告者の選定方法

【産業横断調査】 (全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。

ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。

【製造業事業所調査】 (全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。

(3) 報告義務者

産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、別添1の「調査票」を参照）

【産業横断調査】

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上（収入）金額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動、生産物の種類
- ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 *
- ⑩ 年間商品販売額及び商品売上原価 *
- ⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎

- ⑫ 企業全体の事業別費用の割合 ＊
- ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添2を参照） ＊

（注1）調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。

- ⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動
- ⑯ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
- ⑰ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 ＊
- ⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 ＊
- ⑲ 企業傘下の新設事業所の開設時期

ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるとする。

また、⑫及び⑬については、「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」及び「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めるとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業区分別の費用割合は、集計の過程で、費用の項目別金額のウェイト付けの情報として用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数並びに企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

【製造業事業所調査】

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 ○◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合は、集計の過程で、直接輸出がある場合の非課税処理の判断に用いるものであり、集計は行わない。
- ・主要原材料名及び作業工程は、審査の過程で、業種格付けの判断等に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初(1月1日現在)、「◎」は年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム (政府統計オンラインサポートシステム：政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム)
 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。

<調査実施事業者に委託する主な業務内容>

報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)
(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～6月下旬

8 集計事項

別添3「集計事項一覧」のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表

二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表

三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

四次公表：調査実施年翌々年の3月末までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、原則として、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票：3年
- ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

保存責任者

総務省統計局長及び経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記5（1）に掲げる事項



- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- インターネットでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	(内線:)

1 名称、電話番号及び法人番号 『調査票の記入のしかた』1~2ページ参照

●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。

●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号 (代表)	() -
法人番号	法人番号が指定されていない場合は、右の口に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/>

2 所在地 『調査票の記入のしかた』1~2ページ参照

●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	-	都道府県名	市区町村名
町丁・字・番地・号			
ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)			

3 経営組織及び資本金等の額 『調査票の記入のしかた』1~2ページ参照

●「1 経営組織」の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●「2 資本金等の額」は、1において「1 株式会社・有限会社・相互会社」から「3 合同会社」までの場合に記入してください。

●○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。

1 経営組織	① 株式会社・有限会社・相互会社	2 資本金等の額 (資本金、出資金又は基金の額を記入してください。(万円未満四捨五入))	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
	② 合名会社・合資会社												0,000
	③ 合同会社												
	④ 会社以外の法人 (公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・医療法人、協同組合、信用金庫等)												

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 『調査票の記入のしかた』3ページ参照

●5欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。 ●選択した記入方法を○で囲んでください。

ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

1 税込み	<input type="checkbox"/>
2 税抜き	<input type="checkbox"/>

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 『調査票の記入のしかた』3~4ページ参照

●■■年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、■■年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)

●3欄①が「4 会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 「1 売上(収入)金額」: 経常収益を記入 「2 費用総額」: 経常費用を記入 「主な費用項目」: 各欄に記入

1 売上(収入)金額	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0,000
2 ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)												0,000
主な費用項目	(a) 給与総額											0,000
	(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											0,000
3 営業外費用における支払利息												0,000

6 企業全体の主な事業の内容 『調査票の記入のしかた』5~12ページ参照

●印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。

主な事業の内容	生産品、取扱商品又は営業種目	①											
		②											
		③											

7 企業全体の事業活動、生産物の種類 **8 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額** 『調査票の記入のしかた』13~14ページ参照

- 5欄「1 売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動、生産物の種類を、以下のように記入してください。
- ①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を▶の右欄に記入してください。なお、▶の左欄に事業活動、生産物の種類が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動、生産物の種類及びそれに対応する分類番号を▶の右欄に記入してください。
- 「⑯ その他」については、①から⑮までに記入できなかった事業活動、生産物がある場合に、主な事業活動、生産物の種類を記入してください。
- 7欄の事業活動、生産物の種類ごとに、5欄「1 売上(収入)金額」の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、5欄「1 売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。(小数点以下四捨五入)

	売上(収入)金額											又は割合(%)	
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
1												0,000	
2												0,000	
3												0,000	
4												0,000	
5												0,000	
6												0,000	
7												0,000	
8												0,000	
9												0,000	
10												0,000	
11												0,000	
12												0,000	
13												0,000	
14												0,000	
15												0,000	
16	その他(うち、主な事業活動、生産物の種類を記入してください)											0,000	
合計												5欄「1 売上(収入)金額」	100

9 欄は「卸売業、小売業」を主業又は副業にかかわらず営んでいる場合に記入してください。

9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価 『調査票の記入のしかた』15ページ参照

●■■年1月から12月までの1年間の「1 卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)」 「2 小売販売額」 「3 商品売上原価」を記入してください。(万円未満四捨五入)

●「年間商品販売額」は、本支店間の商品振替額を除いて記入してください。

●「3 商品売上原価」は「年間商品販売額」に対する仕入原価を記入してください。ただし、小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。

年間商品販売額	1 卸売販売額 (代理・仲立手数料を含む)	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0,000	3 商品売上原価	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0,000
	2 小売販売額												0,000													

10 欄は「卸売業、小売業」を主業として営んでいる場合に記入してください。

10 企業全体の年初及び年末商品手持額 『調査票の記入のしかた』16ページ参照

●■■年の年初及び年末現在で記入してください(この時点で記入できない場合は、最寄りの決算日・棚卸日で記入してください)。(万円未満四捨五入)

1 年初商品手持額	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0,000	2 年末商品手持額	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0,000
-----------	----	---	----	----	----	---	----	----	----	---	---	-------	-----------	----	---	----	----	----	---	----	----	----	---	---	-------



経済構造実態調査 産業横断調査票 (調査票C)

政府統計

秘 基幹統計調査

■■年6月1日

総務省・経済産業省

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- インターネットでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『経済構造実態調査 産業横断調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

すべての事業所に関する調査事項					「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる事業所に関する調査事項	新たに追加した事業所に関する調査事項
1 事業所の名称及び電話番号	2 事業所の所在地	3 事業所の主な事業活動	4 事業所の従業者数	5 事業所の売上(収入)金額	6 年間商品販売額	7 新設事業所の開設時期
<p>●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</p> <p>●修正する場合は、略称ではなく正式名称(法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称)を記入してください。</p>	<p>●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</p>	<p>●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</p> <p>●修正する場合は、当該事業所で行っている事業活動の内容を具体的に記入してください。</p>	<p>従業者総数</p> <p>●事業所に所属して働いているすべての人の数を記入してください。</p> <p>うち常用雇用者数</p> <p>●従業者のうち期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人の数を記入してください。</p>	<p>●■■年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、■■年を最も多く含む決算期間について記入してください。)</p> <p>(万円未満四捨五入)</p>	<p>●5欄「事業所の売上(収入)金額」のうち、年間商品販売額について、卸売販売額、小売販売額別に記入してください。</p> <p>●卸売販売額には、代理・仲立手数料を含めます。</p> <p>(万円未満四捨五入)</p>	<p>●この事業所が現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。</p> <p>※この欄は新たに追加した事業所のみ記入してください。</p>
() -	〒 -	(生產品、取扱商品又は營業種目)	<p>従業者総数 人</p> <p>うち常用雇用者数 人</p>	<p>0,000</p>	<p>卸売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p> <p>小売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p>	<p>新たに追加した事業所については右の欄の事業所の開設時期を○で囲んでください。</p> <p>① ■■■年以前</p> <p>② ■■■年</p>
() -	〒 -	(生產品、取扱商品又は營業種目)	<p>従業者総数 人</p> <p>うち常用雇用者数 人</p>	<p>0,000</p>	<p>卸売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p> <p>小売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p>	<p>① ■■■年以前</p> <p>② ■■■年</p>
() -	〒 -	(生產品、取扱商品又は營業種目)	<p>従業者総数 人</p> <p>うち常用雇用者数 人</p>	<p>0,000</p>	<p>卸売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p> <p>小売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p>	<p>① ■■■年以前</p> <p>② ■■■年</p>
() -	〒 -	(生產品、取扱商品又は營業種目)	<p>従業者総数 人</p> <p>うち常用雇用者数 人</p>	<p>0,000</p>	<p>卸売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p> <p>小売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p>	<p>① ■■■年以前</p> <p>② ■■■年</p>
() -	〒 -	(生產品、取扱商品又は營業種目)	<p>従業者総数 人</p> <p>うち常用雇用者数 人</p>	<p>0,000</p>	<p>卸売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p> <p>小売販売額</p> <p>十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円</p> <p>0,000</p>	<p>① ■■■年以前</p> <p>② ■■■年</p>



■■年 経済構造実態調査 製造業事業所調査票 (■■年実績)

■■年6月1日
総務省・経済産業省

・この統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期しておりますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合には、『経済構造実態調査・経済産業省企業活動基本調査 オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
・『経済構造実態調査 製造業事業所調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

1 事業所の名称、所在地及び法人番号

フリガナ

正式名称

通称名

法人番号

電話番号(代表) () -

郵便番号 都道府県名 市区町村名

町丁・字・番地・号

ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

2 経営組織

該当する番号を1つ〇で囲んでください。

① 株式会社、有限会社
② 合名、合資会社
③ 合同会社
④ 会社以外の法人(財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合等)、外国の会社

3 資本金額又は出資金額(会社に限る)

■■年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。・5,000円未満の場合は、「0」を記入。

兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
									0,000

4 この事業所の従業員数(■■年6月1日現在)(単位:人)

区分	(1)この事業所に所属する従業員数				合計 (①~④の合計)	⑥ 送出者 (⑤合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	(2)受入者 ⑦ 出向・派遣受入者 (①~⑥以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
	① 有給役員	② 常用雇用者		④ 臨時雇用者			
		② 無期雇用者 (期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))	③ 有期雇用者(1か月以上) (1か月以上の期間を定めて雇用している人)	④ 有期雇用者(1か月未満、日々雇用)			
男							
女							
(3)この事業所に従事している人の男女計 (⑤ - ④ - ⑥ + ⑦)							

5 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。
●第2面の6欄以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

① 税込み ② 税抜き

すべての事業所が第2面にお進みください。➡

報告者(代表者)の記名	本票の内容について回答できる人の職・氏名	連絡先(電話番号)
		() -

○ 産業別費用項目

産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）

經濟構造實態調查 產業橫斷調查 集計事項一覽

I 1次公表結果

別添3

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項	
	企業等	全国	産業分類	経営組織	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	小	○	○	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項					集計事項							
	企業等	全国	産業分類	事業活動、生産物の種類	経営組織	資本金階級	売上（収入）金額階級	企業等数	売上（収入）金額	うち年間商品販売額	費用総額	主な費用項目	付加価値額	商品売上原価	商品手持額
第1表	○	○	小		○			○	○	○	○	○	○	○	
第2表	○	○	中			○	○	○	○		○	○	○		
第3表	○ ¹⁾	○	小		○			○		○				○	○
第4表	○	○		○	○			○	○						
第5表	○	○	中	○				○	○						

注) 箇所のカテゴリ項目同士はクロスしない。

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項
	企業等	全国	産業分類	費用項目	産業別費用内訳割合
第1表	○	○	中 ¹⁾	○ ²⁾	○

1) 一部小分類を含む

2) 項目は産業ごとに異なる

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計③）

結果表番号	集計対象	地域区分	集計事項	
	企業等	全国	企業等数	営業外費用における支払利息
第1表	○ ¹⁾	○	○	○

1) 調査対象である産業分類別売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業のみ

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項
	事業所	全国	都道府県	産業分類	売上（収入）金額
第1表	○	○	○	大	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項
	事業所	全国	都道府県	産業分類	年間商品販売額
第1表	○ ¹⁾	○		小	○
第2表	○ ¹⁾	○	○	卸／小売	○

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（企業等に関する集計）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項	集計事項	
	企業等	全国	産業分類	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	大	○	○

※個人経営の企業を含む。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（事業所に関する集計）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項	
	事業所	全国	都道府県	産業分類	事業所数	売上（収入）金額
第1表	○	○	○	大	○	○

※個人経営の事業所を含む。

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

1) 品目別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	従業者30人以上の事業所 ※1								○				
地域区分	全国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都道府県			○	○								○
分類事項	産業分類			中			細	細				中	
	品目分類		○		○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ²⁾	○ ²⁾
	品目群			○									
	従業者規模 ※1					○							
	資本金規模									○			
	時系列 ※2		最大5年	最大5年 ⁴⁾									
	集計事項	産出事業所数 3)		○		○	○	○	○	○		○	○
	出荷金額 3)		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出荷数量		○		○								
	産出率						○						
	出荷率							○					
	在庫金額								○				
	在庫数量								○				

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 賃加工品目

2) 製造業以外の収入種類

3) 1)においては、加工賃収入額、2)においてはその他収入額 4) 全国計のみ

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）
2) 産業別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○			○	○		○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1				○					
	従業者30人以上の事業所 ※1			○				○		○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県									
	大 都 市									
分類事項	産 業 分 類		細	細	細	中	細	中	細	細
	従 業 者 規 模 ※1					○	○	○		
	資 本 金 規 模								○ ⁴⁾	
	時 系 列 ※2		最大5年	最大5年 ³⁾						
集計事項	事 業 所 数		○	○	○	○	○		○	○
	従 業 者 数 ※1		○	○ ¹⁾	○ ¹⁾	○	○		○	
	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○	○	○		○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○	○	○		○	
	有形固定資産額			○					○	
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額			○					○	
	製造品出荷額等		○	○	○	○	○		○	
	生産額			○		○ ²⁾	○ ²⁾			
	付加価値額（従業者29人以下※1は粗付加価値額）		○	○		○	○			
	粗付加価値額			○	○				○	
	事業所敷地面積									○
1日当たり水源別用水量									○	

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

- 1) 従業者※の内訳及び臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) 2) 従業者30人以上の事業所に限る。 3) 製造業計のみ
4) 会社のみ規模別表示

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

3) 地域別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○				○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1						○		
	従業者30人以上の事業所 ※1				○	○			○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県		○	○	○	○	○	○	○
	市 区 町 村								
	大 都 市		○	○	○	○	○		
分類事項	産 業 分 類		中		中	中	中	細	中
	従 業 者 規 模 ※1			○	○ ¹⁾		○ ¹⁾		
	時 系 列 ※2		最大5年 ²⁾						
集 計	事 業 所 数		○	○	○		○	○	○
	従 業 者 数 ※1		○	○	○		○	○	
事 項	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○		○	○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○		○	○	
	有形固定資産額					○			
事 項	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額					○			
	製造品出荷額等		○	○	○		○	○	
	生産額				○				
	付加価値額（従業者29人以下※は粗付加価値額）		○	○	○			○	
	粗付加価値額						○		
事 項	事業所敷地面積								○
	1日当たり水源別用水量								○

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1)事業所数のみ表章

2)全国計または中分類毎の全国計のみ表章

経済構造実態調査の必要性

1 調査の目的・必要性

我が国の急速な経済社会構造の変化を反映したより正確な景気動向判断や経済構造の把握が求められている中、統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議）において、「営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する」とされたところ。

また、平成30年3月6日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、上記指摘も踏まえ、中間年における経済構造統計の整備の一環として、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査等を統合して「経済構造実態調査」を創設すること及び創設後の本調査への「工業統計調査」の包摂に向けた検討が求められたところ（別紙参照）。

この計画に沿って、総務省及び経済産業省は、両省が所管する商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査）を統廃合の上、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年度から新たに開始したところ。さらに、「工業統計調査」については2019年度から同時一体的に実施しており、今回の見直しにより、2022年度からは「工業統計調査」を本調査に包摂した調査として実施しようとするものである。

調査結果については、GDP統計の推計への活用だけでなく、各種施策への活用も見込まれる。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（仮称）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査に移行することが計画されている経済センサス - 基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。

(ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、 <u>商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。</u>	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）

	早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	省	から同時実施し、平成34年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
--	------------------------------	---	-------------------------------------